三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

三朝町長

三朝町規則第8号

三朝町国民健康保険規則の一部を改正する規則

三朝町国民健康保険規則(平成27年三朝町規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(限度額適用・標準負担額減額認定等の申請) 第10条 省令第27条の14の2第1項 <u>及び第</u> 27条の14の4第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書(様式第15号)によるものとし、省令第27条の14の5第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書(様式第16号)によるものとする。	(限度額適用・標準負担額減額認定等の申請) 第10条 省令第27条の14の2第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用認定申請書(様式第15号)によるものとし、省令第27条の14の5第1項の規定により提出する申請書は、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書(様式第16号)によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。